

権利を守り暮らしの安心を支援する

— 地域福祉権利擁護事業の取り組み —

平成11年10月より国庫補助事業として、全国的に実施している地域福祉権利擁護事業（以下、事業）も五年目を迎え、更なる充実が求められています。

そこで、事業の内容に関して理解を深めていただくために、利用者が抱えている様々なニーズに対する支援に向けて、市町村域において施設や病院を

めた福祉・保健・医療の関係機関・団体や関係専門職等との連携を図っていくことができるよう、本会が実施している事業の概要について紹介します。

なお、文中で使用する実績等のデータについては、平成15年3月末日時点のものを使用しており、その中には横浜市・川崎市の実績も含まれています。

地域福祉権利擁護事業とは

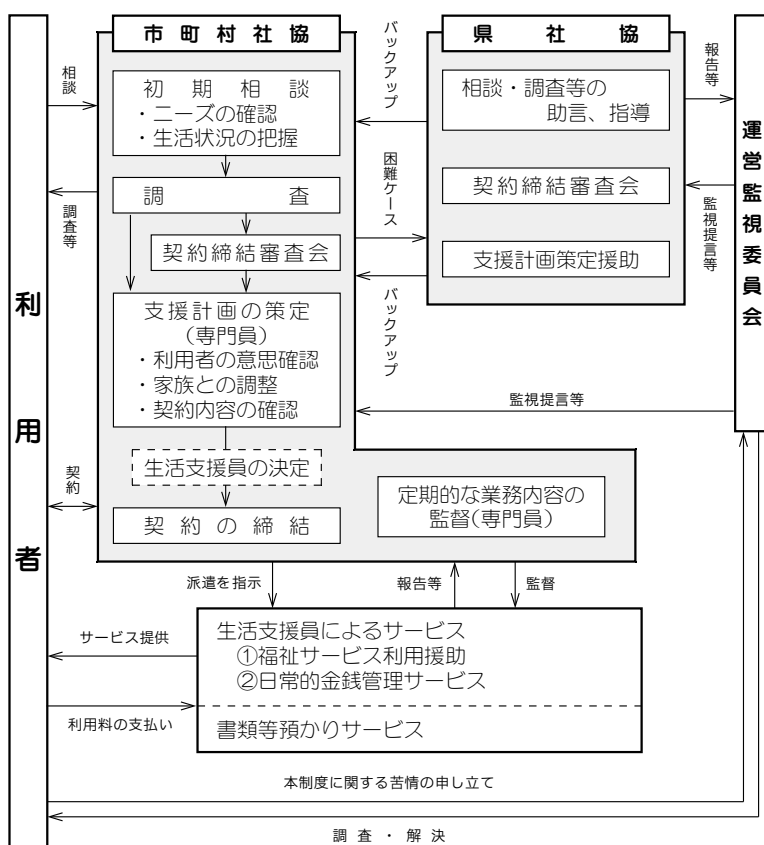
この事業は、痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し安心して生活を送れるよう、暮らしの中の様々な不安や疑問、判断に迷うことなどへの支援を通して、一人ひとりの権利を守っていくための事業です。

事業を効果的に実施していくため、全国の都道府県・政令指定都市社協が実施主体に位置づけられており、本県においては、本会と横浜市社協（事業の一部を区社協へ委託）・川崎市社協（事業の一部を在宅福祉公社へ委託）が実施主体となっています。

また、利用を希望する方々が、より身近な場所で相談やサービスを受けられるよう、本会では各市町村社協（横浜市・川崎市は除く）に事業の一部を委託し、つぎの三つのサービスを提供しています。

- **福祉サービス利用援助**
- 福祉サービスの利用に関する情報の提供や助言
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援
- **〈日常的金銭管理サービス〉**
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続きの支援

神奈川県における地域福祉権利擁護事業（展開図）



判断が困難な方などが対象

痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分ではない、また身体に障害があることにより、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手や理解、判断、意思表示を、一人で適切に行うことが困難な方

- 預貯金の出し入れの手続き支援
- 書類等預かりサービス
- 各種証書や通帳などの重要書類等の預かり

などが事業の対象となります（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方や、痴呆症の診断を受けている方に限られるものではありません）。

また、居宅でも施設や病院に入所・入院されている場合でも、利用を希望する場合には対象となります（居宅外からの利用を希望する場合は、施設や病院の所在する市町村社協へご相談ください）。

なお、契約内容等を判断することが難しいと判断された方につい